

中運海旅第120号  
令和5年7月3日

東海北陸旅客船協会会長 殿

中部運輸局海事振興部長



「海の日」における汽笛の一斉吹鳴について（協力依頼）

標記について、国民の祝日「海の日」にあたり、下記のとおり船舶による汽笛の一斉吹鳴を実施することとしましたので、関係機関・海事関係事業者団体におかれましては、在港船舶による汽笛の一斉吹鳴の実施について、周知していただくとともに、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

1. 日 時 令和5年7月17日（月）「海の日」正午

2. 要 領

- (1) 汽笛の一斉吹鳴は、港内に停泊中の船舶が実施するものとする。
- (2) 吹鳴は、10秒～30秒の継続する長音を1回とする。
- (3) 港内の火災発生その他港長（港長がおかれていない港にあつては、海上保安部（署）長）が指示する場合は、直ちに吹鳴を中止するものとする。

